

大田区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 31 日 7 福障発第 16239 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大田区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業実施要綱（令和 8 年 3 月 31 日 7 福障発第 16239 号。以下「実施要綱」という。）で定める要件を満たす民間事業所等が医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助し、もって支援体制の整備の促進に取り組む民間事業所等を支援することを目的とする。

(補助対象)

第 2 条 補助対象者は、実施要綱第 3 条に定める者とする。

2 補助対象事業は、民間事業所等が実施要綱第 4 条の各号に定める実施内容の全部又は一部を実施した場合とし、補助上限は医療的ケア児等 1 人当たり 8 時間までを上限とする。

3 補助対象経費は、別表 1 に定める経費とする。

(補助金の交付額)

第 3 条 この補助金は、次により算出された額を交付するものとする。なお、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表 1 第 2 欄に定める対象経費の実際に支出した額と補助上限金額とを比較し、いずれか少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に別表 1 第 4 欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 民間事業所等は、区長が別に定める期日までに、別記第 1 号様式による交付申請書に必要書類を添付して区長に対し提出するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第 5 条 補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、別記第 2 号様式による変更交付申請書に必要書類添付して区長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第 6 条 区長は、第 4 条又は第 5 条の規定による交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は、第 7 条に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた民間事業所等に別記第 3 号様式又は別記第 4 号様式により通知する。

(交付の条件)

第 7 条 この補助金の交付に当たっては、次の各号で掲げる条件を付するものとする。

(1) 実施状況報告

区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について報告を徴し、又は検査を行うことがある。

(2) 是正のための措置

区長は、前号による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める交付の条件に適合しないと認められるときは、当該補助事業等につき、民間事業所等に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 事故報告等

民間事業所等は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行命令等

ア 区長は、民間事業所等が提出する報告書及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、その者の補助事業等が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、民間事業所等に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 民間事業所等がアの命令に違反したときは、区長は、民間事業所等に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、民間事業所等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、区長は、第 5 号の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(5) 交付決定の取消し

ア 区長は、民間事業所等が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、本項は、補助金について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

イ 区長は、アの規定により交付決定を取り消したときは、別記第5号様式により、当該交付決定を取り消された民間事業所等に通知するものとする。

(6) 補助金の返還

ア 区長は、民間事業所等が、交付の決定の全部又は一部が取り消された場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

イ 区長は、アの規定により補助金の全部又は一部の返還を命じることを決定したときは、別記第6号様式により、当該返還を命じられる民間事業所等に対し通知するものとする。

(7) 違約加算金

ア 民間事業所等は、第5号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、民間事業所等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(8) 延滞金

ア 民間事業所等は、第6号の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(9) 事情変更による届出

民間事業所等は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を区長に届け出て、その承認又は指示を受けるものとする。

(10) 他の補助金等の一時停止等

区長は、民間事業所等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は、事業について交付すべき補助金があるときは、相当の程度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(11) 関係書類の保管

民間事業所等は、この補助金の交付に係る収入、支出その他関係書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(12) 他の補助金等との重複の禁止

この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の撤回)

第8条 民間事業所等は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときはこの交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第9条 民間事業所等は、補助事業が終了したとき、又はこの補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早いときに、当該交付決定に係る事業の実績について、別記第7号様式により、指定する期日までに区に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 区は、第9条による事業実績の報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式により民間事業所等に通知する。

(補助金の支払い)

第11条 区は、第10条に定める補助金の額を確定したときは、別記第9号様式による民間事業所等の請求に基づき交付確定額を支払う。

(是正のための措置)

第12条 区は、第10条による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、大田区補助金等交付規則（平成26年大田区規則第27号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
補助事業	補助対象経費（※1）	補助上限	補助率
サービス等利用 計画策定前の業務	退院時カンファレンス 参加経費、在宅移行支 援に係る連絡調整業 務、基本相談業務、個 別支援会議参加経費、 個別支援に係るスー パーバイズに対する報 償費相当額	医療的ケア児等1人 あたり8時間まで 上限額 32,000円/人 時間単価 4,000円/時間	10分の10